

評議員及び役員の報酬並びに 費用に関する規程

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、この法人の評議員及び理事、監事の報酬等並びに費用の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の評議員及び役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与（以下「特別手当」という）であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務のため旅行（出張）をしたときや、遠隔地から評議員会、理事会その他の会議等に出席するために発生する旅費等の経費で報酬等以外のものをいう。

(報酬等の種類)

第3条 常勤役員には、本給及び特別手当を支給する。

- 2 非常勤役員等については、評議員会、理事会その他の会議等に出席したときは、非常勤役員等手当を1日につき、5,000円支給する。ただし、この法人職員並びに岡山市の常勤特別職員及び一般職員等については、支給しない。

(常勤役員の本給の額の決定基準)

第4条 常勤理事の本給は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表（常勤役員の本給月額）に基づき〉その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 常勤監事の本給は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表（常勤役員の本給月額）に基づき〉監事の協議によって決定する。

(報酬等の支払方法)

第5条 評議員及び役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(特別手当を除く。)は、その月の月額的全額を毎月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に準じて支給する。

- 2 特別手当は、6月15日及び12月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、この法人の職員給与規程に準じて支給する。
- 3 非常勤役員等手当は、非常勤役員等が評議員会、理事会その他の会議等に出席する都度、現金により支給する。

(費用の種類及び金額)

第7条 評議員及び役員が職務のため旅行(出張)をしたときは、旅費としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費等を支給する。

- 2 評議員及び役員が遠隔地から評議員会、理事会その他の会議等に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(特別手当)

第8条 常勤役員の特別手当は、本給の2ヶ月分を限度として支給することができる。

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等(特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表 (常勤役員の報酬月額)

(単位：円)

号	報酬月額
第1号	70,000
第2号	80,000
第3号	90,000
第4号	100,000
第5号	110,000
第6号	120,000
第7号	130,000
第8号	140,000
第9号	150,000
第10号	160,000

号	報酬月額
第11号	170,000
第12号	180,000
第13号	190,000
第14号	200,000
第15号	210,000
第16号	220,000
第17号	230,000
第18号	240,000
第19号	250,000
第20号	260,000